

家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】認定更新の手続きについて

「第1回家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】研修修了者」各位の認定有効期限は、平成31年（2019）3月31日まで延長しております。そのうち、認定の更新希望者様におかれましては、以下手続きを進めていただきますようお願いいたします（別紙1）。

■認定更新申請の期間は平成30年（2018年）11月上旬～平成30年（2018年）12月31日です。

1. 認定更新手続き

メール／郵送にて、11月上旬より認定更新のご案内を順次、お送りします。

(1) メールの場合

「家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】」認定更新の意思確認についてのご案内メールを送信します。「更新意思申請フォーム」より、ご申請ください。

※<https://shouene-residential-expert.jp/license-update.html>

■認定更新を希望される方

上記、「更新意思申請フォーム」※より、
必要事項を入力ください



更新内容を確認し、事務局から振込先等のご案内を
メール配信いたします。確認にはお時間をいただくこと
もございますのでご了承ください。



指定口座に認定更新料をお振込みください



入金確認後、認定更新確認レポートがメールで送信されま
す。

※テキストは、平成31年1月下旬から発送します。

課題レポートは、平成31年2月上旬から送信します。

■認定更新を希望されない方

上記、「更新意思申請フォーム」※
より、必要事項を入力ください



希望されないことを確認する
返信メールが送信されます。

※更新されない方でも

テキストのみご購入可能です。

(2) 郵送の場合（メールアドレスが不明の方宛）

- ・「家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】」認定更新の意思確認に関する書面を順次お送りします。
- ・同封の封書にて、認定更新を希望される、または希望されない旨を明記しご返送ください。
- ・同封の封書内に記載されている指定口座に認定更新料をお振込みください。
- ・入金確認後、認定更新確認レポートを送信します。

※テキストは、平成31年1月下旬から発送します。課題レポートは、平成31年2月上旬から送信します。

2. 認定更新のためのレポートについて

認定更新希望者様からのご入金確認後、課題レポート提出のご案内をいたします

- ・資格取得以降の経験を積み重ねられていることを確認するため、課題レポートを提出ください。
- ・メールアドレスをお持ちでない方には、課題レポートのテーマを郵送いたします。
- ・複数のテーマ(別紙2)の中から一つ選び、盛り込んでいただきたい事項(ポイント)をご留意いただきレポートをまとめてください。
- ・不合格の場合、不足事項への言及等でレポートの提出をお願いすることもあります。

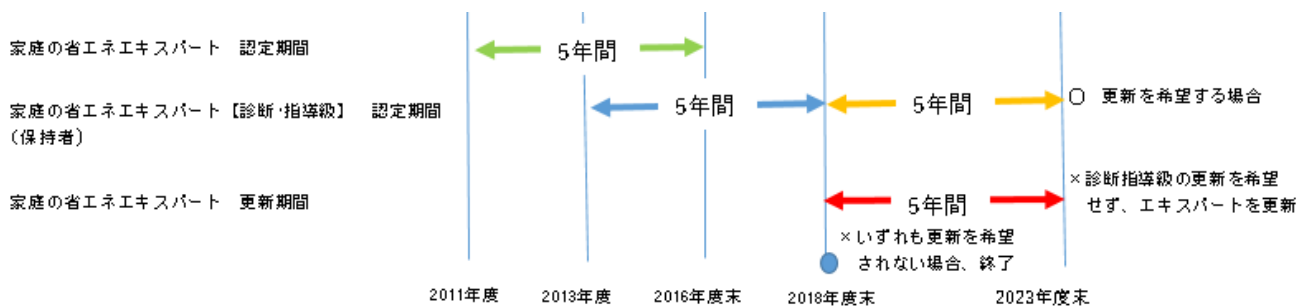
3. 更新後の認定期間について

認定更新確認レポートを合格された方の認定更新期間は、申請時期にかかわらず平成31年(2019年)4月1日～平成36年(2024年)3月31日とします。

※但し、家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】研修修了者のうち、認定終了日の年度末が認定更新終了時期となります。同研修修了者は、認定された有効期間において家庭の省エネエキスパートを保有しているものとします。

※【診断・指導級】の更新を希望しない場合、家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】の資格保有を廃止し、家庭の省エネエキスパートとして更新を認めます。

例：2011年度に家庭の省エネエキスパート検定に合格され、2013年度に家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】研修修了者の場合



※認定の有効期間修了日については、次頁をご参照ください。

4. 認定番号について

認定更新者の番号は、現状の認定番号の最後に(2)がつきます。

例 1013A0001(2)

5. 費用について

- ・認定更新料..... 10,800円(消費税込)
更新料、診断ソフト、家庭の省エネエキスパート検定テキスト(第6版)、認定証(カード)を含む。

6. 問合せ先

ご不明な点やお問合せがございましたら、家庭の省エネエキスパート検定事務局までお願いいたします。

家庭の省エネエキスパート検定事務局
電話 : 03-5439-9771 (平日10:00~17:00)
メール : expert@eccj.or.jp

以上